

※詳しくは☎にお問い合わせください。

漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧

9月1日現在調べの「原有明海区漁業調整委員会委員選挙人名簿」を縦覧できます。

●期間

10月20日(木)～11月3日(木) 午前8時30分～午後5時

●場所

市役所1階

●選挙管理委員会事務局

●異議の申し出 登録漏れや間違いがあれば、異議の申し出ができます。期間内に印鑑を持って、選挙管理委員会事務局へお越しください。

●選挙管理委員会事務局

〒63・1254

市民サービスセンター 臨時休業のお知らせ

市役所本庁舎のエレベーター工事に伴う停電により、システム使用不能のため市民サービスセンターを臨時休業とします。

●ご利用されるお客様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

●休業日

10月22日(土)、10月23日(日)

●市民サービスセンター

〒65・8120

障害年金を知っていますか

障がいや程度、国民年金や厚生年金保険料の納付状況などの要件を満たすと、障害基礎年金・障害厚生年金を受けることができます。本人が家族による年金の請求手続きが必要です。詳しくはご相談ください。

●受給要件

①初診日に年金に加入している。

※障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日(初診日)に年金に加入している必要はありません。また、年金に加入していない20歳前や60歳以上65歳未満の期間(どちらも国内に住んでいることが条件)に初診日があるときも含まれます。

②一定の障がいの状態にある。

③国民年金、厚生年金保険料の納付要件を満たしている。

●請求手続き先

◎障害基礎年金：健康生活課 国保年金係

◎障害厚生年金：玉名年金事務所 玉名年金事務所

〒63・1327

◎玉名年金事務所

〒74・1638

市役所本館トイレをリニューアルします

市役所本館のトイレを利便しやすい明るく衛生的なトイレにリニューアルします。工事期間中は仮設トイレを設置しますので、ご利用ください。

●迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●完成予定時期

平成29年2月3日(金)

●財政課管財係

〒63・1292

協会けんぽ加入者の一部負担金の免除の延長

協会けんぽの加入者で、熊本地震により住家が半壊以上の損害を受けた人の一部負担金の免除期間が平成29年2月末まで延長されます。

10月以降の免除については、保険証と免除証明書の提示が必要になります。

運動公園内の施設を一部無料で開放します

10月は「市民みなスポーツの月」です。気軽にスポーツを楽しんでいただけるように、運動公園内の体育施設を一部無料で開放します。

●使用できる施設

庭球場、体育センター、弓道場

●期日

10月8日(土)～10日(月)

●使用開始時間

午前9時

●使用終了時間

庭球場：午後6時

屋内施設：8日(土)は午後9時、9日(日)・10日(月)は午後5時

※市民体育館は3日間専用

使用のため、9日(日)の庭球場は大会開催のため利用できません。

●使用条件

各施設の1コート(卓球台は1台)を1グループにつき2時間まで使用できます。

●申込方法

屋内施設の場合は各施設へ直接お越しください。庭球場を使用する場合、当日の申請は体育館での受付となりますが、コート数に限りがありますので、運動公園管理事務所へ事前の予約申請をお勧めします。

社会生活基本調査を実施します

総務省統計局と熊本県では、10月20日(木)現在で社会生活基本調査を実施します。この調査は、国民生活の実態を明らかにすることを目的として実施する、統計法に基づく国の重要な統計調査です。調査結果は、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策、ボランティア活動の状況の把握など、国や地方公共団体の各種施策の基礎資料として活用されます。

●調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて、調査員が伺い、調査票をお配りします。また、便利にご回答いただけるよう、パソコンを使って簡単にインターネットで回答することが可能となっております。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

●熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査課

〒096・3333・2179

介護保険料の特別徴収決定通知書を送ります

平成28年度の市民税額が確定し、介護保険料が決定しました。10月中旬までに、65歳以上で介護保険料を特別徴収(年金天引き)で納めている人に特別徴収決定通知書を送ります。

●高齢者支援課介護保険係

〒63・1418

地域と行政のパイプ役 行政協力員 新任紹介

9月1日付けで新たに次の人を行政協力員に委嘱しました。

●行政区

みどり区

●名前

甲木喜一郎さん

●連絡先

〒66・1824

●前任者には長い間ご協力いただき、ありがとうございました。

●総務課行政管理係

〒63・1209

「i広報紙」が「マチイロ」にリニューアル

これまで、広報あらかを配信していたアプリ「i広報紙」が、「マチイロ」にサービス名を変更し、大幅にリニューアルしました。リ

免除証明書についての詳細や既にお支払い済みの一部負担金の還付については、協会けんぽのホームページをご確認いただくかお電話でお問い合わせください。

※一部負担金：健康保険の適用が認められる診療を受けたときに、年齢や収入などに応じた負担割合により支払う金額

●全国健康保険協会熊本支部業務グループ

〒096・340・0262

緊急漏水時には企業局へお知らせください

道路上などで水道管の漏水と思われる状況を見つけた時は、企業局お客様センターへご連絡ください。

●漏水緊急連絡先

〒64・3321

水は、大変貴重な資源です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

●企業局総務課

〒64・3350

ボランティア清掃をされた場合はご連絡を

家庭から出されるごみの収集に支障をきたさないため、ボランティア清掃をされた場合は、以下の機能をご利用ください。

●新着情報と連動したプッシュ通知

●広報紙のオフライン閲覧ビューワ

●オリジナルコンテンツ配信

「i広報紙」をご利用中の端末においては、以下の機能によってアプリが入れ替わり、新しくダウンロードする必要はありません。まだ利用されていない人はこの機会にダウンロードしてみませんか。

●秘書広報課戦略広報室

〒63・1157

●JA指定の回収袋に入れ、プラボトルと紙袋は分別してください。紙袋は残量を確認しましょう。

●プラボトルは洗浄し、フタをはずして下向きに15本ほど入れてください。

※残液があると回収できません。回収袋は1枚100円で販売しています。

●JAたまな荒尾供給センター

〒68・1420

農薬容器(産業廃棄物)を回収します

使用済み農薬空き容器の焼却・廃棄は違法です。ルールを守って回収にご協力ください。

●日時

10月5日(木)

●午前9時～午後4時

●場所

JAたまな荒尾供給センター

●対象

プラボトル、水和剤、粉粒剤の袋、農薬ビン類、農薬缶類、ペール缶

●回収方法

①JA指定の回収袋に入れ、プラボトルと紙袋は分別してください。紙袋は残量を確認しましょう。

②プラボトルは洗浄し、フタをはずして下向きに15本ほど入れてください。

※残液があると回収できません。回収袋は1枚100円で販売しています。

●JAたまな荒尾供給センター

〒68・1420

マチを好きになるアプリ マチイロ 自治体をもっと身近になる機能が盛りだくさん! 1 役立つ行政情報を見逃さない! 2 自分に合わせた情報が届く! 3 いろいろなマチの魅力をお届け! ダウンロードはこちらから App Store Google Play